

伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画（案）への意見



該当箇所 (ページ)	意見内容
3ページ 6ページ 8ページ	<p><u>ア配置(オ)電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること</u> についての意見</p> <p>電柱・電線について、是非、地下埋設をすすめていただくように希望します。 特に沿道地域、田園地域の電柱・電線は景観上、かなりの圧迫感を感じます。県内も市街地では地下埋設がすすんできて、町並みがずいぶんとスッキリして来たように思います。西箕輪の景観をさらに一段と素晴らしいモノにしていくために是非とも地下埋設をお願いいたします。</p>
記載なし	<p>計画に記載は見あたらないようですが、西箕輪の景観の良さのひとつに、夜景の美しさ星空のすばらしさがあると思っています。</p> <p>ところが、このところ西箕輪にはいたるところに街灯が設置されてきて、これらの美しさが段々と損なわれつつあるように感じます。</p> <p>街灯は防犯上の必要性から設置されたものが多いと拝察いたしますが、一晩中点灯するのではなく、防犯上の必要性に鑑みて、タイマーなどで時間的なコントロールを行なうなどの景観育成と防犯とが両立するような細やかな対応をお願いしたいと思います。</p> <p>せめて深夜だけでも美しい夜景と星空を返してもらえないでしょうか。</p>

差し支えなければご記入下さい。

- ・該当する番号に○をつけてください。
- ・ご意見等の参考とさせていただくためであり、他の目的に利用することはありません。

住所	<p>① 伊那市西箕輪</p> <p>② ①以外の伊那市内</p> <p>③ 伊那市以外の県内</p> <p>④ 県外</p>
景観計画との関係	<p>① 所有権等権利者</p> <p>② 職業上関連がある</p> <p>③ その他</p>

「伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画（案）」への意見

(1/3)

中部電力（株）長野支店

	該当箇所（ページ）	意見等の内容
	意見の提出に際して	<ul style="list-style-type: none"> ・景観育成特定地区の届出行為は、電力供給施設等で「高さ8mを越えるもの」となり、電柱等における届出行為の増加が予想されることから、既存の景観育成基準と同等の項目につきましても、意見の提出をさせていただきたいと存じます。
1	【全般】	<ul style="list-style-type: none"> ・現存設備は対象外ということで良いか確認したい。 ・地域への需要供給のための送電線・変電所等の建設については周囲の土地の利用状況、必要場所等を考慮し、地域住民との協議のもと、規模・位置等を決定することとなるため、基準に沿った設備形成とならない場合もあることから、電気供給施設の設置にあたっては一定のご配慮をお願いしたい。 ・指定地区内に当社大萱変電所が既設設備として所在するため、電気事業の公益性をご理解いただき、既設変電所設備に対する排除活動、工事計画時の過度な要求とならないよう切にお願いしたい。
2	ページ：3, 5, 8 【配置】(ア) <ul style="list-style-type: none"> ・道路からできるだけ後退し、道路側に空き地を確保するよう努めること。 ・特に支障のある場合を除いて5m以上道路から後退するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱や電線、特別高圧架空送配電線路の支持物（鉄塔等）等の電気供給施設は、必要最小限の土地を地権者から取得して設置している。また、土地の有効活用の観点から、道路に面した場所等へ施設しなければ地権者の理解が得られない場合が大半である。さらに、電気供給施設の維持管理面においても、道路に沿って配置する事により特操車両等の機動力が発揮できる。以上から、公益性に鑑み、道路後退、隣地後退等の制限に関する本基準の適用除外または、例外措置の取り決めについてご配慮をお願いしたい。
3	ページ：3, 6, 8 【配置】(オ) <ul style="list-style-type: none"> ・電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。（新規項目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱、電線類は規格品のため高さ・形状・色彩等が決められている。また、設置場所についても保守・保安を考慮すると、道路沿いの設置が望ましいため、「設置に関してはできるだけ目立たないように配慮すること」等への変更をお願いしたい。
4	ページ：3, 6, 8 【規模】(イ) <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さは原則として13m以下とすること。（新規項目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱や電線、特別高圧架空送配電線路の支持物（鉄塔等）等の電気供給施設の高さは、電力の安定供給および公衆保安確保の観点から、電力設備に関する技術基準等の法令をはじめ、各種の法令等に基づき決定している。このため、電力供給設備の公益性に鑑み、本基準の適用除外または、例外措置の取り決めについてご配慮をお願いしたい。
5	ページ：3, 6, 8 【形態・意匠】(ア) <ul style="list-style-type: none"> ・背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態、史跡などの文化遺産等との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力供給設備である特別高圧架空送配電線路は、電力の安定供給および公衆保安確保の観点から、各種の法令等に基づき必要な高さを決定しており、鉄塔等の支持物の構造としては、技術的・コスト的に合理的な設備形成が可能となるアングルトラス構造を一般に採用している。このため、電力供給設備の公益性に鑑み、特別高圧架空送配電線路の支持物（鉄塔等）については、本基準の適用除外または、例外措置の取り決めについてご配慮をお願いしたい。

	該当箇所（ページ）	意見等の内容
6	<p>ページ：4, 6, 9</p> <p>【色彩等】(ア)</p> <p>・自然の色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p>	<p>・電気供給施設における使用資材等は、過度な規制がされないよう現行品カラー（電柱はグレー等）で対応できるようご配慮をお願いしたい。</p> <p>（法令や占用条件に定められているものについては、原則として当社負担で法令等で指定された施設条件を満足する最低限の対策を講じている。なお、電柱の標準外色彩の適用要請については、特に法律・政令・省令・条例等で定めがない限り、差額費用を要請者にご負担いただいている。）</p>
7	<p>ページ：4, 6, 9</p> <p>【色彩等】(ア)</p> <p>・自然の色彩を基調とし周辺の景観と調和した色調とすること。</p>	<p>・電力供給設備である特別高圧架空送配電線路の支持物（鉄塔等）に使用する材料は、耐食性と経済性の観点から、その大半を亜鉛めっき処理としている。また、架空線の材料は、その大半がアルミ素材である。周辺調和に配慮する方法として低光沢処理、暴露処理といった方法もあるが、コスト的に合理的でなく、また暴露処理については、安定供給の観点から工期制約により対応できないケースも多い。</p> <p>このため、電力供給設備の公益性に鑑み、特別高圧架空送配電線路の支持物（鉄塔等）については、本基準の適用除外または、例外措置の取り決めについてご配慮をお願いしたい。</p> <p>・電力供給設備である特別高圧架空送配電線路の高さが、地表または水面から60m以上となる場合、航空法に基づき、航空障害灯ならびに昼間障害標識塗装（赤白）の設置が必要となる場合があるため、法令等の規定により標識の設置が義務づけられたものは、本基準の適用除外となるようご配慮をお願いしたい。</p>
8	<p>ページ：4, 6, 9</p> <p>【色彩等】(ウ)</p> <p>・原則として建築物等にはネオンサイン、点灯照明・・・設置しないこと。（新規項目）</p>	<p>・「特定照明」の対象に、航空法に基づく航空障害灯が該当するのかわ確認したい。</p> <p>該当するのであれば、電力供給設備である特別高圧架空送配電線路の高さが、地表または水面から60m以上となる場合、航空法に基づき、航空障害灯の設置が必要となる場合があるため、法令等の規定により航空障害灯の設置が義務づけられたものは、本基準の適用除外となるようご配慮をお願いしたい。</p>
9	<p>ページ：4, 7, 9</p> <p>【特定外観意匠に関する付加基準】(ア)</p> <p>・次に掲げる広告物以外は設置しないこと。（新規項目）</p>	<p>・電力供給設備である特別高圧架空送配電線路等へ設置する注意標識は、「設置可能な広告物」に該当するのかわ確認したい。</p> <p>該当しないのであれば、電力供給設備である特別高圧架空送配電線路等への注意標識は、電力の安定供給および公衆保安の観点から必要であり、営利目的ではないため、電力供給設備の公益性に鑑み、「設置可能な広告物」としていただくようご配慮をお願いしたい。</p>

	該当箇所(ページ)	意見等の内容
10	ページ：11 【届出行為全般】	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法第18条『(前略)届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係わる行為に着手してはならない。同条2『(前略)良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認められたときは前項本文の期間を短縮することができる。』とあるが、特定地区のお客さまから早期の電気使用を申し込まれた場合に対応できないケースが懸念されるため、事前届出については、「原則30日・・・」等、柔軟な対応としていただくようご配慮をお願いしたい。また対象設備によっては一括・事後届出対象や、除外対象とするなどの対応をあわせてお願いしたい。 ・「景観法」では、「非常災害のため必要な応急措置として行う行為」を届出対象とはしていないため、その旨の記載をお願いしたい。また、仮設備ではなく永久設備により復旧する場合も多いことから、永久設備にて復旧する場合も届出対象とならないよう規定するなどのご配慮をお願いしたい。
11	11ページ ・電気供給等施設 外観変更...高さ8mを超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・電力供給設備である特別高圧架空送配電線路の高さは、電力の安定供給および公衆保安確保の観点から、電力設備に関する技術基準等の法令をはじめ、各種の法令等に基づき決定しており、全てのものが高さ8mを超える事となる。届出の対象を8m超過とした根拠を明確にご説明願いたい。 ・軽微な設備改造や付帯設備の取付(電線類の新設・張替えや変圧器等)など、電力・通信施設の維持管理に伴い実施する軽易な行為については、具体的な判断基準を定めて、届出の対象外としていただくようご配慮をお願いしたい。あるいは、外観変更を行う場合の届出について、事前協議の段階で軽易な外観変更と判断されたものは、届出対象とならないよう規定するなどのご配慮をお願いしたい。 ・届出手続きなどにおいて過度な業務負荷が発生しないよう、現行と大きな差異が生じないように手続きの明確化・簡素化についてご配慮をお願いしたい。(工事現場に届け出概要の掲示が義務付けられるが、電柱工事等は短時間で完工するものがほとんどのため、対象外としていただきたい。)

その他

	該当箇所(ページ)	意見等の内容
12	【項目外】 ・樹木の伐採について	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採については特に項目に取り上げられていないが、届出の対象となるのか確認したい。 ・届出対象となる場合については、事前届出期間の柔軟な対応や緊急時の場合は事後届出も可能とするようご配慮をお願いしたい。

景観育成特定地区の景観計画案に関する意見聴取結果

- 1 日 時 平成 20 年 5 月 8 日 (木) 午後 2 時から
- 2 場 所 伊那市役所西箕輪支所 視聴覚室 (伊那市西箕輪 6700 番地 2)
- 3 出席者 3 名
- 4 意 見

該当箇所	意見の内容及び理由
意見 1 P 1 第 3 の 1 (1) 地区の概要	(意見) 「農地の宅地化が進んでいる」の標記は、「農地の転用が進んでいる」と訂正されたい。 (理由) 宅地化だけではなく、駐車場や資材置き場など雑種地への転用なども多数見受けられるため。地域としては、荒廃農地の問題 (田園の課題に記述あり) も重要である。